議案第142号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和6年9月4日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例(平成13年さいたま市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)		別	別表(第2条関係)		
事務の種類	手数料の額		事務の種類	手数料の額	
1~4 [略]			1~4 [略]		
5 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]		5 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]	
<u>18条第21項</u> の規定に			<u>18条第17項</u> の規定に		
よる建築物に関する完了			よる建築物に関する完了		
検査(次項及び第7項に			検査(次項及び第7項に		
規定するものを除く。)			規定するものを除く。)		
(1)~(9) [略]			(1)~(9) [略]		
6 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]		6 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]	
<u>18条第21項</u> の規定に			<u>18条第17項</u> の規定に		
よる建築物に関する完了			よる建築物に関する完了		
検査で、法第7条の3第			検査で、法第7条の3第		
5項又は <u>第18条第30</u>			5項又は <u>第18条第21</u>		
<u>項</u> の規定による中間検査			<u>項</u> の規定による中間検査		
合格証の交付を受けた建			合格証の交付を受けた建		
築物を含むもの(次項に			築物を含むもの(次項に		
規定するものを除く。)			規定するものを除く。)		
(1)~(9) [略]			(1)~(9) [略]		
7 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]		7 法第7条第4項又は <u>第</u>	[略]	
<u>18条第21項</u> の規定に			<u>18条第17項</u> の規定に		
よる建築物に関する完了			よる建築物に関する完了		
検査(当該完了検査に係			検査(当該完了検査に係		
る計画に法第87条の4			る計画に法第87条の4		

に規定する昇降機に係る 部分が含まれるものに限 る。) (1) 法第87条の4にお いて準用する法第7条 の3第5項又は第18 条第30項の規定に以 下この項及び次項にお いて「合格証」という。)の交付を受けた昇降 機を含む場合 (2) [略]	Frank 3	に規定する昇降機に係る 部分が含まれるものに限 る。) (1) 法第87条の4にお いて準用する法第7条 の3第5項又は <u>第18</u> 条第21項の規定によ る中間検査合格証(以 下この項及び次項にお いて「合格証」という。)の交付を受けた昇降 機を含む場合 (2) [略]
8 法第87条の4におい て準用する法第7条第4 項又は <u>第18条第21項</u> の規定による建築設備に 関する完了検査 (1)~(3) [略]	[略]	8 法第87条の4におい [略] て準用する法第7条第4 項又は <u>第18条第17項</u> の規定による建築設備に 関する完了検査 (1)~(3) [略]
9 法第88条第1項又は 第2項において準用する 法第7条第4項又は <u>第1</u> 8条第21項の規定によ る工作物に関する完了検 査	[略]	9 法第88条第1項又は 第2項において準用する 法第7条第4項又は <u>第1</u> <u>8条第17項</u> の規定によ る工作物に関する完了検 査
10 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第29項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(次項に規定 するものを除く。) (1)~(9) [略]	[略]	10 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第20項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(次項に規定 するものを除く。) (1)~(9) [略]
11 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第29項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(当該中間検 査に係る計画に法第87 条の4に規定する昇降機 に係る部分が含まれるも のに限る。) (1)~(3) [略]	[略]	11 法第7条の3第4項 又は <u>第18条第20項</u> の 規定による建築物に関す る中間検査(当該中間検 査に係る計画に法第87 条の4に規定する昇降機 に係る部分が含まれるも のに限る。) (1)~(3) [略]
12 法第87条の4において準用する法第7条の 3第4項又は <u>第18条第</u> 29項の規定による建築 設備の中間検査 (1)・(2) [略]	[略]	12 法第87条の4にお いて準用する法第7条の 3第4項又は <u>第18条第</u> 20項の規定による建築 設備の中間検査 (1)・(2) [略]
13 法第88条第1項に おいて準用する法第7条 の3第4項又は <u>第18条</u> 第29項の規定による工	[略]	13 法第88条第1項に[略]おいて準用する法第7条の3第4項又は <u>第18条</u> 第20項の規定による工

作物の中間検査	
14 法第7条の6第1項	[略]
第1号又は <u>第18条第3</u>	
<u>8項第1号</u> (法第87条	
の4又は第88条第1項	
若しくは第2項において	
準用する場合を含む。)	
の規定による検査済証の	
交付を受ける前における	
建築物等の仮使用の認定	
の申請に対する審査	
14の2 法第7条の6第	[略]
1項第2号(建築主事が	
認定する場合に限る。)	
又は <u>第18条第38項第</u>	
<u>2号</u> (法第87条の4又	
は第88条第1項若しく	
は第2項において準用す	
る場合を含む。)の規定	
による検査済証の交付を	
受ける前における建築物	
等の仮使用の認定の申請	
に対する審査	
14の3~80 [略]	

備考

- 1 [略]
- 2 法第7条第4項又は<u>第18条第21項</u>の規 定による建築物に関する完了検査を行う場合 の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲 げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) [略]
- 3 法第7条の3第4項又は<u>第18条第29項</u> の規定による建築物に関する中間検査を行う 場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものと する。

(1) • (2) [略]

4~7 [略]

作物の中間検査	
14 法第7条の6第1項	[略]
第1号又は <u>第18条第2</u>	
<u>4項第1号</u> (法第87条	
の4又は第88条第1項	
若しくは第2項において	
準用する場合を含む。)	
の規定による検査済証の	
交付を受ける前における	
建築物等の仮使用の認定	
の申請に対する審査	
14の2 法第7条の6第	[略]
1項第2号(建築主事が	
認定する場合に限る。)	
又は <u>第18条第24項第</u>	
<u>2号</u> (法第87条の4又	
は第88条第1項若しく	
は第2項において準用す	
る場合を含む。)の規定	
による検査済証の交付を	
受ける前における建築物	
等の仮使用の認定の申請	
に対する審査	
14の3~80 [略]	

備考

- 1 [略]
- 2 法第7条第4項又は<u>第18条第17項</u>の規 定による建築物に関する完了検査を行う場合 の床面積の合計の算定方法は、次の各号に掲 げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。 (1)・(2) 「略]
- 3 法第7条の3第4項又は<u>第18条第20項</u> の規定による建築物に関する中間検査を行う 場合の床面積の合計の算定方法は、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものと する。

(1) • (2) [略]

 $4 \sim 7$ [略]

附則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に規定する日又 はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。